

農業資材メーカーが法人を設立し、農業経営を行っている事例

- 農業資材メーカー(有機質肥料・園芸用培土製造等)が事業の拡大を図るため、平成21年に農業生産を行う法人を設立。
- 企業が農業経営を行うに当たっては農地の確保が重要であり、地元地権者の理解が必要であるため、地元地権者への説明について町役場に相談。町役場が地元の地権者を集め、農業参入について説明会を開催し、地権者の理解を獲得し、農地の貸借を契約。
- 地域住民との調和を図るため、日常的な地域の草刈りや祭り等の集まりにも参加。
- 現在は、県内3市町でキャベツ、レタス、にら等を20ha以上作付けし、地域の核となる担い手に成長。

農業参入～現在までの経緯

1 農業経営開始の動機と地域の検討

- ・農業資材メーカー(有機質肥料・園芸用培土製造等)が事業の拡大を図るため、農業生産を行う法人の設立を検討。
- ・某地域で葉タバコを生産しなくなった、まとまった空き農地(約3ha)があるとの情報を得、土壌条件でも希望にかなうことから町役場に参入について相談。

2 町役場の協力による地元地権者の理解獲得

- ・地域外から企業が農業参入するに当たって、農地の確保が重要であるが、地元地権者の理解が必要であったため、町役場に協力依頼。
- ・町役場が地権者を集め、農業参入について説明会を開催し、地権者の理解を獲得。平成21年に法人を設立し、3haの農地を借受けて農業経営を開始。
- ・農地の賃借料についても、役場から情報提供された標準小作料(地域の一般的な農地の賃借料)を基に地権者と調整。

農業経営における工夫

1 農地の確保

- ・参入当初、地権者への説明について町役場の協力を得たことで、地権者の理解が得られ、円滑に農地を確保。
- ・適切に農地を管理しているため、現在では、農業をリタイアする地権者側から、「農地を借りてほしい」等の要望を受ける関係を構築。

2 従業員の確保

- ・従業員については、栃木県農業振興公社が行う就農相談会等への参加等により確保。

3 地域との調和

- ・地域外の企業の参入であったため、地元行事(草刈りや祭り)に参加することで、地域に調和。

4 資金の融通

- ・規模拡大等の際、資金が必要になる際は、親会社の農業資材メーカーから融通。

5 貸借の手間等の削減

- ・現在、農地の貸借契約をしている地権者は30名以上だが、農地中間管理機構(※)を通じて貸借することで、賃借料の振込件数が減り、振込の手間や振込手数料を削減。

※農地中間管理機構

農地の中間的な受け皿になる公的な機関。栃木県が「公益財団法人栃木県農業振興公社」を指定。

【農地の出し手】

A氏

B氏

借受

借受

栃木県農地中間
管理機構

貸付

【農地の受け手】

法人

農業経営の概要

○経営面積

- H21: 3ha (キャベツ等)
- H23: 約17ha (キャベツ、加工用トマト等)
- H25: 約19ha (キャベツ、加工用トマト、にら、たまねぎ等)
- H27: 約24ha (キャベツ、レタス、加工用トマト、にら、たまねぎ等)



○生産物の販路

- ・近年需要が増加している加工・業務用野菜として、野菜加工(カット等)業者、給食センターの他、市場、レストラン向けに販売。
- ・取引先からの要望に応え、取扱品目を随時拡大。

○労働力

- 従業員数 8名
- 臨時雇用 約15名 (主に町内・近隣市町在住の従業員等を雇用し、地域の雇用の創出にも貢献)